

○京都府の施設の管理等に関する条例施行規則

平成17年1月7日

京都府規則第1号

京都府の施設の管理等に関する条例施行規則をここに公布する。

京都府の施設の管理等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都府の施設の管理等に関する条例（平成17年京都府条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者に係る指定の申請書の記載事項)

第2条 条例第3条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする公の施設の名称

(指定管理者の指定等の公示)

第3条 知事は、指定管理者の指定をし、又はその取消しをしたときは、その旨を公示するものとする。

(変更の届出等)

第4条 指定管理者は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を変更したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があったときは、その旨を公示するものとする。

(活用の申請)

第5条 条例第6条に規定する公用又は公共用に供されていない府の施設のうち、法人その他の団体（以下「法人等」という。）が府民福祉を増進する目的をもってその利用に供することができるを知事が認めるもの（以下「対象施設」という。）を活用しようとする法人等は、知事の定める期間内に、知事の定めるところにより知事に申請しなければならない。

(対象施設を活用する法人等の選定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす法人等のうちから最も適当であると認めたものを、対象施設を活用する法人等として選定するものとする。

- (1) 対象施設の活用を通じて府民福祉の増進を図ることができること。
 - (2) 法令の規定を遵守し、対象施設の活用を安定的かつ効果的に行うことができること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める要件
- 2 知事は、他の地方公共団体を選定しようとするときその他知事が特に必要と認めるときは、前条及び前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる要件のすべてを満たす法人等を対象施設を活用する法人等として選定することができる。

(選定審査会の会長)

第7条 京都府指定管理者等選定審査会（以下「選定審査会」という。）に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、選定審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(平25規則8・追加)

(選定審査会の会議)

第8条 選定審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 選定審査会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 3 選定審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平25規則8・追加)

(選定審査会の部会)

第9条 選定審査会は、教育委員会規則で定めるもののほか、次の各号に掲げる部会により構成するものとし、当該各号に掲げる部会は、当該各号に定める組織が所管する施設（第7号に定める組織が所管する施設にあつては府営住宅等を除き、第8号に定める組織が所管する施設にあつては府営住宅等に限る。）を所管する。

- (1) 知事直轄組織部会 知事直轄組織
- (2) 府民環境部会 府民環境部
- (3) 文化スポーツ部会 文化スポーツ部
- (4) 健康福祉部会 健康福祉部
- (5) 商工労働観光部会 商工労働観光部
- (6) 農林水産部会 農林水産部
- (7) 建設交通部会 建設交通部

(8) 住宅部会 建設交通部

- 2 委員は、いずれかの部会に属するものとし、部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、第7条第1項中「京都府指定管理者等選定審査会（以下「選定審査会」という。）」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、同条第2項中「選定審査会」とあるのは「部会」と、「会務を総理する」とあるのは「部会の会務を掌理する」と、第8条第1項中「選定審査会」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「選定審査会」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(平25規則8・追加、平27規則41・平31規則23・一部改正)

(意見の聴取)

第10条 選定審査会及び部会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(平25規則8・追加)

(庶務)

第11条 選定審査会の庶務は政策企画部において、部会の庶務は第9条第1項各号に定める組織において処理する。

(平25規則8・追加)

(会長等への委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、選定審査会の運営に関し必要な事項は会長が選定審査会に、部会の運営に関し必要な事項は部会長が部会に諮って定める。

(平25規則8・追加)

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(平25規則8・追加)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に貸付けをしている対象施設で、平成18年9月1日までに貸付期間が満了するものの貸付けを受けている法人等が第6条第1項各号に掲げる要件のすべてを満たすと知事が認めるときは、同日までの間に限り、第5条及び第6条の規定に

かかわらず、当該法人等を当該施設を活用する法人等として選定することができる。

附 則（平成25年規則第8号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。